

# 第3回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善 新潟県地方協議会

（平成28年7月21日（木）13時30分～  
新潟県トラック総合会館 5階 501号室）

## 【議事次第】

### 1. 開会

### 2. 議題

- （1）新潟県地方協議会におけるパイロット事業について
  - ①対象集団決定の報告
  - ②パイロット事業の契約、仕様について
  - ③対象集団の施設及び出荷作業の様子
- （2）中央協議会の情報提供

### 3. その他

### 4. 閉会

## 【配付資料】

- 議事次第、委員名簿、出席者名簿、配席図
- 【VTR参考資料】発荷主沢下条工場における出荷作業の様子
- 【VTR参考資料】運送事業者における出荷作業の様子
- 【資料1】新潟県地方協議会パイロット事業対象集団事業者概要
- 【資料2】企画競争実施の公示
- 【資料3】長時間労働の改善等に向けたパイロット事業（実証実験）について
- 【資料4】第1回「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」の開催について
- 【資料5】荷主あて「労働時間のルール」リーフレット

第3回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善  
新潟県地方協議会

委員名簿

(順不同、敬称略)

|                |                         |
|----------------|-------------------------|
| 長 塚 康 弘        | 新潟大学 名誉教授 (交通心理学)       |
| <u>山 口 栄 二</u> | 経済産業省 関東経済産業局 産業部担当次長   |
| <u>早 福 弘</u>   | 一般社団法人 新潟県商工会議所連合会 専務理事 |
| 本 間 哲 夫        | 一般社団法人 新潟県経営者協会 専務理事    |
| <u>名古屋 祐 三</u> | 新潟県中小企業団体中央会 専務理事       |
| 清 野 裕 之        | 全国農業協同組合連合会新潟県本部 管理部長   |
| 板 垣 和 彦        | 北越紀州製紙株式会社 新潟工場 事務部長    |
| 金 子 昌 弘        | 北星産業株式会社 取締役営業部長        |
| <u>高 杉 陽 子</u> | 特定非営利活動法人 新潟県消費者協会 事務局長 |
| 渡 辺 章 衛        | 全日本運輸産業労働組合新潟県連合会 執行委員長 |
| 小 熊 勇          | 日本労働組合総連合会新潟県連合会 副会長    |
| 小 林 和 男        | 中越運送株式会社 取締役社長          |
| 市 村 輝 男        | 長岡トラック株式会社 代表取締役社長      |
| 浅 間 博          | 公益社団法人 新潟県トラック協会 専務理事   |
| 梅 澤 眞 一        | 厚生労働省 新潟労働局長            |
| 江 角 直 樹        | 国土交通省 北陸信越運輸局長          |

※ 下線表示の方々は、今回変更となった委員です。

第3回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善  
新潟県地方協議会

出席者名簿

(順不同、敬称略)

|    |         |                                |
|----|---------|--------------------------------|
|    | 長 塚 康 弘 | 新潟大学 名誉教授 (交通心理学)              |
| 代理 | 後 藤 清 次 | 経済産業省関東経済産業局 産業部中小企業課下請代金検査官室長 |
| 代理 | 北 山 晃 也 | 一般社団法人 新潟県商工会議所連合会 事務局長        |
|    | 本 間 哲 夫 | 一般社団法人 新潟県経営者協会 専務理事           |
| 代理 | 池 智 明   | 全国農業協同組合連合会新潟県本部 管理部企画課長       |
|    | 板 垣 和 彦 | 北越紀州製紙株式会社 新潟工場 事務部長           |
| 代理 | 丸 山 政 治 | 北星産業株式会社 営業部 課長                |
|    | 渡 辺 章 衛 | 全日本運輸産業労働組合 新潟県連合会 執行委員長       |
|    | 小 林 和 男 | 中越運送株式会社 取締役社長                 |
| 代理 | 市 村 亮 介 | 長岡トラック株式会社 専務取締役               |
|    | 浅 間 博   | 公益社団法人 新潟県トラック協会 専務理事          |
|    | 梅 澤 眞 一 | 厚生労働省 新潟労働局長                   |
| 代理 | 斎 藤 芳 久 | 国土交通省 北陸信越運輸局 自動車交通部長          |

# 配 席 図

敬称略

厚生労働省  
新潟労働局長  
梅澤 真一

新潟大学 名誉教授  
長塚 康弘

国土交通省北陸信越運輸局  
自動車交通部長  
斎藤 芳久



一般社団法人 新潟県商工会議所連合会  
事務局長 北山 晃也

一般社団法人 新潟県経営者協会  
専務理事 本間 哲夫

全国農業協同組合連合会新潟県本部  
管理部企画課長 池 智明

北越紀州製紙株式会社 新潟工場  
事務部長 板垣 和彦

北星産業株式会社  
営業部 課長 丸山 政治

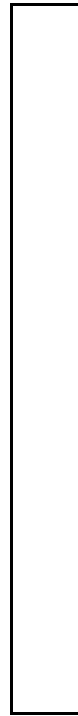
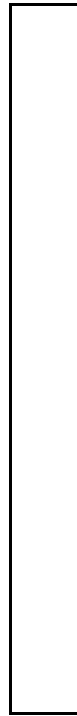
経済産業省関東経済産業局 産業部  
中小企業課下請代金検査官室長 後藤 清次

中越運送株式会社  
取締役社長 小林 和男

長岡トラック株式会社  
専務取締役 市村 亮介

公益社団法人 新潟県トラック協会  
専務理事 浅間 博

全日本運輸産業労働組合 新潟県連合会  
執行委員長 渡辺 章衛



入  
口

事務局



厚生労働省新潟労働局  
労働基準部 監督課長  
羽賀 政昭

国土交通省北陸信越運輸局  
自動車交通部貨物課長  
松岡 豊

国土交通省北陸信越運輸局  
新潟運輸支局首席運輸企画専門官  
竹村 康仁

公益社団法人新潟県トラック協会  
業務部長  
高橋 進

事務局



厚生労働省新潟労働局  
労働基準部監督課特別監査官  
久川 禎之

国土交通省北陸信越運輸局  
自動車交通部貨物課専門官  
芦澤 千恵子

国土交通省北陸信越運輸局  
新潟運輸支局長  
林 伸治

国土交通省北陸信越運輸局  
新潟運輸支局 運輸企画専門官  
山田 一輝

プレス席

## 企画競争実施の公示

平成 28 年 7 月 8 日

北陸信越運輸局 自動車交通部長

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

### 1. 事業概要

- (1) 事業名           トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会におけるパイロット事業
- (2) 事業内容           別紙「仕様書(案)」による。
- (3) 履行期限           平成 29 年 3 月 24 日(金)

### 2. 企画競争参加要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 28・29・30 年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一参加資格)において「役務の提供等」の資格を有し、関東・甲信越地域又は東海・北陸地域の競争参加資格を有するものであること。
- (3) 国土交通省北陸信越運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒950-8537新潟県新潟市中央区美咲町 1 丁目 2 番 1 号新潟美咲合同庁舎 2 号館  
北陸信越運輸局自動車交通部貨物課  
電話 025-285-9154   ファクシミリ 025-285-9174

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成 28 年 7 月 8 日から平成 28 年 7 月 18 日までに(1)に同じ又は、北陸信越運輸局ホームページ上からダウンロード。

(北陸信越運輸局ホームページアドレス：<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin>)

#### (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成 28 年 7 月 18 日 17 時 00 分まで

提出場所：(1)に同じ

提出方法：持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電子メールにて下記メールアドレスへ送信

電子メール   hrt-kamotuka@mlit.go.jp

※持参もしくは郵送で応募する場合は、5 部提出のこと。また、電子メールでの応募の場合は、データサイズは 5 MB 以下とし、送信後に送信した旨(1)

あてに電話連絡すること。

(4) 説明会の日時及び場所

当該企画提案募集にあつては、説明会の実施はありません。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無

当該企画提案募集にあつては、ヒアリングは実施しません。

#### 4. その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(3) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止措置を行うことがある。

(4) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(5) 企画提案書の提出が1社のみとなった場合においても、評価基準を満たしている場合はその事業者を請負事業者とする。

(6) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(7) 特定しなかった企画提案書は、原則返却することとする。なお、返却を希望しない提案者は、その旨を提案書提出時に申し出ること。

(8) その他の詳細は説明書による。

# トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会におけるパイロット事業に係る仕様書（案）

## 1 趣旨・目的

トラック運送業においては、総労働時間が長く、また、荷主都合による手待ち時間などの実態があり、トラック運送事業者のみの努力で長時間労働を改善することが困難な状況にあることから、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要がある。

このような状況を踏まえ、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善新潟地方協議会」「トラック輸送における取引環境・労働時間改善長野地方協議会」「トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川地方協議会」（以下、「各県地方協議会」という。）におけるパイロット事業（以下、「本事業」という。）は、トラック運転者の長時間労働等の問題点・課題を改善するために、発荷主、着荷主及び運送事業者を構成員とする集団（以下、「対象集団」という。）で実施する実証実験であり、各県地方協議会が好事例を集め、後に長時間労働改善ガイドラインを作成するために、運送事業者の自主的な労働条件の改善を促し、取引環境・労働時間の改善を図ることを目的とする。

## 2 事業の項目・内容

本事業として以下の項目を行うこととする。

### （1）対象集団

対象集団はトラック輸送状況の実態調査結果や各県地方協議会での議論等を踏まえ、各県協議会において選定した別紙集団とすること。

### （2）実施方法

（ア）対象集団ごとにおいて発着荷主と運送事業者の各々の状況を相互に理解するため、話し合いを通して課題の整理及び取組の具体化を行うものであり、管理、調整、支援等本事業全体の統括・管理を行わせるため、業務委託契約した業者（以下、「受託業者」という。）が対象集団ごとに会議体（以下「会議体」という。）を設置し、会議体による問題点の把握・改善方法の提案等と、受託業者による各事業場への個別訪問（以下「事業場訪問」という。）による改善方法の実施状況確認等を交互に進めるものとする。

（イ）受託業者には「貨物自動車運送事業法」、「労働基準法」及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下、「改善基準告示」という。）等の関係法令に精通し物流問題や労働問題に関する知識を有している者（以下、「主担当者」という。）が所属しており、発荷主が運送事業者に対して行っている発注方法又は運送事業者が下請運送事業者に対して行っている発注方法等が改善基準告示の遵守状況に与える影響等を分析し、対象集団に対し荷物の発注方法等の改善点等の助言・提案ができること。

なお、受託業者は実務体制をつくり、会議の日程調整や資料作成等を行うこと。

### （3）自己診断チェックリストの作成・実施・分析

受託業者は、対象集団におけるトラック運転者の労働時間の実態、荷主等からの受注の現状、労働時間減少の隘路等を把握するため、自己診断チェックリスト（以下、「チェックリスト」という。）を作成し、対象集団に配付するとともに、チェックリストを記入するよう依頼すること。

（ア）チェックリストの項目には、以下の項目等を盛り込むこととし、チェックリストの対象期間は、直近1年間とすること。

なお、チェックリストの項目を決める際には、事前に各県地方協議会事務局と協議を行うこと。

- (a) 1日の拘束時間、1ヶ月の拘束時間、休息期間、運転時間（2日平均での1日当たりの運転時間、2週間平均での1週間当たりの運転時間）、連続運転時間について、改善基準告示を遵守しているかどうか
  - (b) 労働時間や拘束時間、特に手待ち時間の頻度や時間
  - (c) 労働時間や拘束時間、特に手待ち時間が長くなっている原因
  - (d) 発注方法の改善によりトラック運転者の労働時間等が改善されると思われる事項
- (イ) 受託業者は内容を確認の上、チェックリストを回収すること。  
また、回収したチェックリストの内容から長時間労働の原因や長時間労働抑制の阻害要因等について分析し、その結果を下記（4）の会議の検討資料として活用すること。

(4) 会議の開催及び事業場訪問等における個別事業場に対する調査、助言等

(ア) 受託業者は、会議体による下記の内容を基にした会議を開催すること。

なお、主担当者は、会議に必ず出席しなければならない。

- (a) 本事業の趣旨の理解及びトラック運転者の労働時間の改善に対する気運の醸成を図ること。
  - (b) 主担当者の事業場訪問による結果分析やチェックリストにより把握したトラック運転者の労働時間の改善のための荷物の発注方法等の問題点とその改善策に関する検討を行うこと。また、チェックリストの分析結果を対象集団に周知すること。
  - (c) 本事業の結果報告、今後の課題等を議論し、報告書を取りまとめること。
- (イ) 主担当者は、少なくとも1回は事業場訪問をすることとし、訪問が短時間となるなど不十分なものとならないようにすること。  
なお、事業場訪問等の際は、下記に従って助言・提案を行うこと。
- (a) トラック運転者の労働時間の実態、荷主が運送事業者に対して行っている発注方法等又は運送事業者が下請運送事業者に対して行っている発注方法等がトラック運転者の労働時間や改善基準告示の遵守状況に与えている影響等を把握するとともに、労働基準法や改善基準告示に関する助言・提案を行うこと。
  - (b) 上記（ア）における会議で検討された改善策の実施状況の確認、具体的な実施方法の助言・提案を行うこと。
  - (c) 主担当者は、チェックリストの分析結果と併せて、実情の分析、長時間労働の原因や長時間労働抑制の阻害要因の分析し、今後の改善方針を提案すること。
  - (d) その他必要と認められる場合には、助言・提案し、支援を行うこと。

(5) アンケートの実施

(ア) 受託業者は、本事業終了時までに対象集団に対し、本事業が労働時間の削減、改善基準告示の遵守等のために参考になったかどうかを確認するためにアンケートを作成し、対象集団に配付し、その後回収を行い、その結果を分析すること。

(イ) アンケートの項目を決める際には、事前に各県地方協議会事務局と協議を行うこと。

(ウ) アンケートの集計・分析結果については、対象集団ごとにとりまとめ、結果を対象集団に送付すること。

(6) 業務の打ち合わせ

業務の打ち合わせは適宜開催する。



(7) 実施状況の情報提供等

本事業の実施状況について、各県地方協議会事務局への情報提供及び各県地方協議会等での報告等必要な協力を行うこと。

(8) 報告書の作成

上記(2)から(5)までの実施状況について具体的に記述した各県地方協議会毎の報告書(A4簡易製本及び電子データ)を作成すること。

また、当該報告書の概要版(A4・2～4頁程度及び電子データ)を作成すること。

なお、報告書及び概要版の作成に当たっては、公表とすることを前提に、記載内容についてあらかじめ対象集団に説明し、承諾を得ること。

(9) 成果物の提出

上記(8)で作成した報告書については、平成29年3月24日までに北陸信越運輸局自動車交通部貨物課に各県地方協議会別に報告書50部、概要版100部を納入すること。

併せて、成果物に係る電子データ(使用ソフトについては事前に北陸信越運輸局自動車交通部貨物課と調整を行うこと。)をCD等に記録し、2部提出すること。

### 3 委託に関する条件等

(1) 著作権について

本事業により作成・変更・修正される報告書等の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。)は、受託業者が本件の契約の従前より権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、国土交通省が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含め、すべて国土交通省に帰属するものとする。

また、国土交通省は、納入された報告書等の複製物を、著作権法第47条の2の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。

(2) 機密の保持等

受託業者は、本件の履行に際し知り得た内容を第三者に漏らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。(契約完了後もこの義務を負うものとする。)

また、本業務遂行のため提供を受けたすべての資料等について、コピーしていた場合等は、受託業者の責任で適正に廃棄すること。

(3) 環境保護

環境保護の観点から、可能な限り「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)(いわゆるグリーン購入法)に基づいた製品を導入すること。

(4) 再委託の禁止

本事業の再委託については、以下のとおりとする。

(ア) 業務の全部を再委託することは禁止する。なお、再委託とは、本来受託業者自ら行うべき業務の一部を効率性、合理性等の観点から例外的に外部発注するものであり、契約目的を達成するため遂行する一連の業務に付帯して印刷、リーフレットの配送等を外部の専門業者に発注することは、再委託には当たらないものとする。

(イ) 本事業の総合的な企画及び判断並びに進行管理及び、上記2(1)から2(8)につ

いては再委託してはならない。

#### (5) 費用負担等

- (ア) 事業場訪問等の実施に係る費用、資料作成費等本事業に係る一切の費用については、すべて受託業者の負担とする。
- (イ) 受託業者が、本事業の費用として計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的の性質になじまない経費を本事業の費用に計上することはできない。
- (ウ) 委託者は、精算時に受託業者の支出を精査し、不適切と認めた場合、その経費については支出しない。
- (エ) 本事業に係る費用のうち契約額を超える額については、受託業者の負担とする。

#### 4 実施期間

平成28年〇月〇日（契約日）から平成29年3月24日までとする。

#### 5 必要な参加資格

次の資格を満たす者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 応募書類又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 国土交通省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

#### 6 仕様書に対する疑義等

この仕様書に疑義が生じた場合は、受託業者と北陸信越運輸局自動車交通部貨物課で別途協議する。

#### 7 担当部局

北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課

## 別紙 対象集団

### 新潟県地方協議会

| 区 分   | 所在地          |
|-------|--------------|
| 発荷主   | 新潟県長岡市市内（１社） |
| 運送事業者 | 新潟県長岡市市内（１社） |
| 着荷主   | なし           |

### 長野県地方協議会

| 区 分     | 所在地                     |
|---------|-------------------------|
| 発荷主     | 長野県北信地域もしくは東信地域のエリア（１社） |
| 運送事業者   | 長野県北信地域もしくは東信地域のエリア（１社） |
| 下請運送事業者 | 長野県北信地域もしくは東信地域のエリア（１社） |
| 着荷主     | 発地から走行距離５００km超のエリア（１社）  |

### 石川県地方協議会

| 区 分   | 所在地                    |
|-------|------------------------|
| 発荷主   | 石川県小松市市内（１社）           |
| 運送事業者 | 石川県小松市市内（１社）           |
| 着荷主   | 発地から走行距離５００km超のエリア（１社） |

# 長時間労働の改善等に向けたパイロット事業(実証実験)について

## 1. 事業の目的・概要

- トラック運転者の長時間労働等の改善に向け、地域の事情を踏まえた実践的な議論を進めるため、各都道府県において発荷主・着荷主及び運送事業者を構成員とする集団(以下「対象集団」という)がパイロット事業(実証実験)を実施。
- 実施事例は、ガイドラインの策定に活用するため、運送事業者の自主的な労働条件の改善を促し、取引環境・労働改善を図るものである。

## 2. 事業の内容

- 対象集団は、各地方協議会でトラック輸送状況の実態調査結果やこれまでの議論等を踏まえてそれぞれ選定。
- 対象集団は、コンサルタント等の主担当の指導・助言のもと、
  - ① 荷主及び運送事業者の現状の把握、長時間労働の原因や抑制の阻害要因等の分析
  - ② 課題に対する改善策の検討
  - ③ 解決手段の実証
  - ④ 検証等を経て、トラック運転者の長時間労働等の改善を図る。
- 平成28年度は、北陸信越運輸局管内で3県(新潟県、長野県、石川県)において国交省予算を執行する。

## 2. パイロット事業構図

○チェックリストによる  
対象集団の現状把握

○対象集団ごとの会議  
進行管理  
検討資料提供

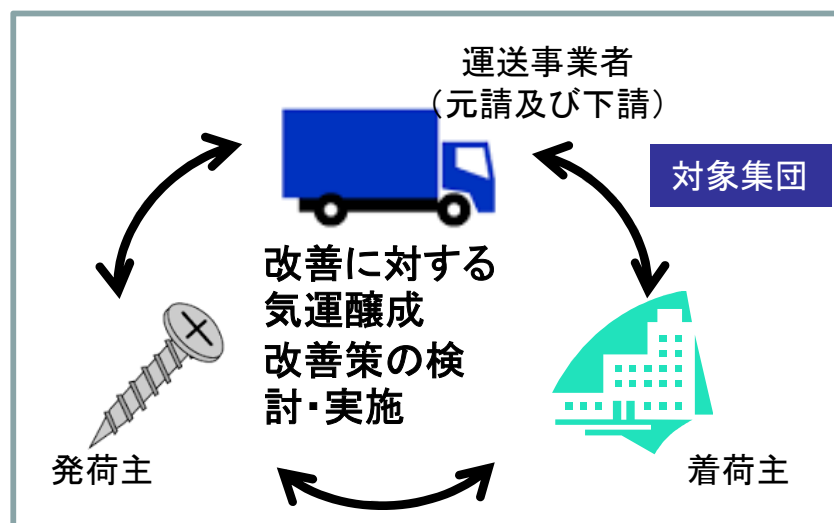
○実情の分析、長時間労働の  
原因や抑制の阻害要因の分  
析

コンサルタント

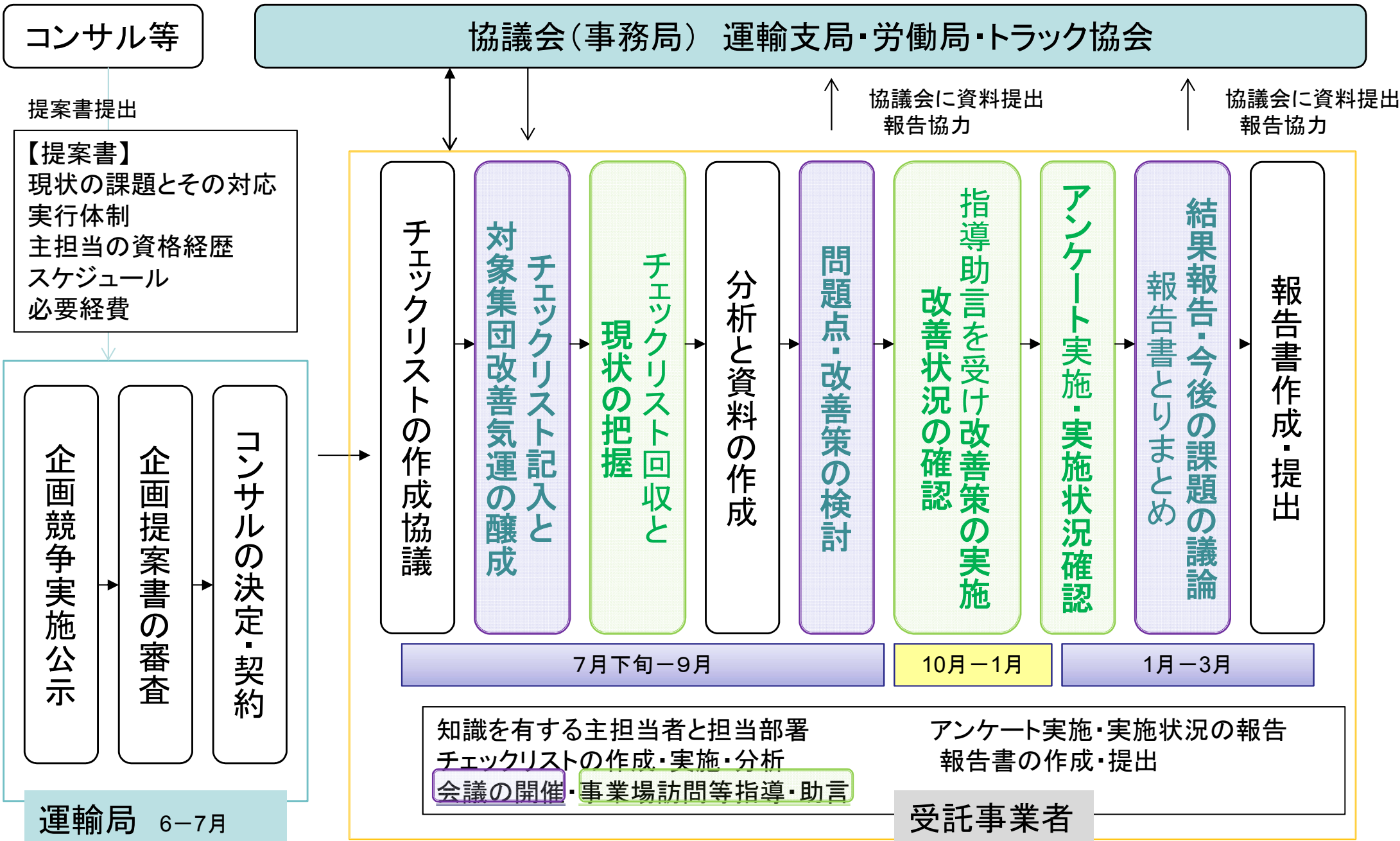


○アンケートによる労働時間  
の削減等結果分析 事業実施  
状況の報告

○事業場訪問等による指導・助言



# パイロット事業のすすめ方イメージ



平成 28 年 7 月 8 日  
自動車局 貨物課

## 第 1 回「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」の開催について

適正運賃・料金収受に向けた方策等について検討を行う「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を設置し、以下のとおり第 1 回検討会を行います。

国土交通省では、平成 27 年度より学識経験者、労働団体、経済団体、荷主企業、トラック運送事業者団体、トラック運送事業者、行政機関などにより構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会（以下、「協議会」という。）」を厚生労働省と共同で設置し、第 3 回協議会において、トラック事業者の適正運賃・料金収受に向けた議論を開始したところです。

この度、上記協議会の議論に資することを目的とし、有識者の方々にご参画いただき、適正運賃・料金収受に向けた方策等について検討を行う「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を設置し、以下のとおり第 1 回検討会を行うこととしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 日 時

平成 28 年 7 月 13 日（水）14:00～16:00

#### 2. 場 所

中央合同庁舎第 3 号館 4 階 特別会議室  
（東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3）

#### 3. 委 員

別紙のとおり

#### 4. その他

検討会は、非公開としますが、冒頭のみカメラ撮影が可能です。  
頭撮りをご希望の方は 13:45 までに 4 階特別会議室前までお集まり下さい。  
議事概要・会議資料は、後日、国土交通省ホームページにて公表する予定です。

#### 【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課 中澤、奥

TEL: 03-5253-8111(内線 41333) 直通: 03-5253-8575

FAX: 03-5253-1637

「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」  
委員名簿

(順不同・敬称略)

(委員)

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 藤井 聡  | 京都大学大学院工学研究科教授        |
| 野尻 俊明 | 流通経済大学学長              |
| 柳澤 宏輝 | 弁護士                   |
| 藤枝 茂  | 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長    |
| 正田 聡  | 経済産業省商務流通保安グループ物流企画室長 |
| 川上 泰司 | 国土交通省総合政策局参事官(物流産業)   |
| 加藤 進  | 国土交通省自動車局貨物課長         |

(オブザーバー)

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 上田 正尚 | (一社)日本経済団体連合会産業政策本部長   |
| 栗原 博  | 日本商工会議所地域振興部長          |
| 黒川 毅  | 日本機械輸出組合理国際貿易円滑化委員会委員長 |
| 坂本 克己 | (公社)全日本トラック協会副会長       |
| 馬渡 雅敏 | (公社)全日本トラック協会副会長       |



# 荷主の皆様へ ご存知ですか？ トラックドライバーの 労働時間のルールを

資料 5



## ● 労働時間のルール「改善基準告示」厚生労働大臣が定めた基準です

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 拘束時間<br>(始業から終業までの時間)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日 原則 13 時間以内<br/>最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週間 2 回以内)</li> <li>・1か月 293 時間以内</li> </ul> |
| 休息期間<br>(勤務と次の勤務の間の自由な時間) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続 8 時間以上</li> </ul>   |
| 運転時間                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2日平均で、1日あたり 9 時間以内</li> <li>・2週間平均で、1週間あたり 44 時間以内</li> </ul>                        |
| 連続運転時間                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・4 時間以内</li> </ul>  |

詳しくは厚生労働省の HP (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html>) をご覧ください。

## 過労運転への荷主の関与が判明すると 荷主名が公表されます



## ● 荷主勧告制度の概要

### 違反行為

荷主からの  
労働時間等の  
ルールを無視した  
指示・強要  
過労運転防止違反  
最高速度違反  
過積載運行 等

荷主の主體的な関与が  
認められる場合

### 荷主勧告

荷主名及び  
事案の概要を公表

(貨物自動車運送事業法第 64 条)

国土交通省から荷主勧告書が発出されます

|   |                               |
|---|-------------------------------|
| 勸告  |                               |
| <p>貴社依頼に係る運送において、下記のとおり、貨物自動車運送事業者が〇〇違反をしていた事実があり、当〇〇運輸局で所要の調査を行った結果、当該違反行為が主に貴社の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該事業者への処分のみによっては、当該違反行為の再発防止が困難であると認められた。</p>   |                               |
| 違反事実  |                               |
| 違反内容  | ① (過労運転防止違反・過積載運行・最高速度違反 等の別) |
| ② 違反事業者名  | 株式会社〇〇〇〇                      |
| ③ 違反日時  | 平成〇〇年〇〇月〇〇日                   |
| ④ 積載品   | 〇〇〇〇                          |
| <p>なお、当運輸局は、上記事案について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇違反を行った事業者の車両を使用停止 (〇台・〇日間) する行政処分を行ったところである。</p> <p>ついで、今般、貨物自動車運送事業法第 64 条に基づき、貴社に対して、貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全の確保を阻害する行為を是正し、当該違反行為の再発防止を図るため、次の措置をとるべきことを勧告する。</p> <p style="text-align: center;">(荷主の行為に応じた勧告内容を記載)</p> <p>なお、事実関係等についての問い合わせがある場合は、下記まで連絡されたい。<br/>(問い合わせ先 〇〇運輸局自動車交通部〇〇 〇〇〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇)</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇第 号)</p> <p>〇〇〇〇株式会社 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇運輸局長 印</p> |                               |



# 荷主がトラック事業者に対して、労働時間等のルールが守れなくなる行為を強要すると、荷主勧告の対象となり、荷主名が公表される場合があります。

## ① 非合理的な到着時間の設定



## ② 手待ち時間の恒常的な発生



## ③ やむを得ない遅延に対するペナルティの設定



## ④ 積み込み前に貨物量を増やすような急な依頼



# 過労運転や無理な運行は大きな事故につながります。

